

目 次

まえがき 1
凡例 4

1. 国際及び地域 (欧州) 9
1.1 IEC/CE (CBスキーム) 9
1.2 欧州EU指令 (CE) 14
1.3 欧州 (ENEC) 18
1.4 欧州 (Keymark) 21

2. アジア (国・地域) 27
2.1 中国 (CCC) 27
2.2 香港 (EMSD) 35
2.3 インド (ISI) 38
2.4 インドネシア (SNI) 42
2.5 日本 45
2.5.1 日本 (電気用品安全法) 45
2.5.2 日本 (VCCI) 50
2.6 韓国 53
2.6.1 韓国 (電気用品安全管理法) 53
2.6.2 韓国 (電磁波適合登録) 58
2.7 マレーシア (SIRIM) 63
2.8 フィリピン (BPS) 72
2.9 シンガポール (CPS スキーム) 79
2.10 台湾 (BSMI, RPC) 83
2.11 タイ (TISI) 98

3. オセアニア 105
3.1 オーストラリア (製品安全) 105
3.2 ニュージーランド (製品安全) 109
3.3 オーストラリア・ニュージーランド (EMC) 115

4. 東欧 123
4.1 チェコ 126
4.2 ハンガリー 129
4.3 ポーランド 132
4.4 スロバキア 135
4.5 スロベニア 135

5. バルト三国 141
5.1 エストニア 144
5.2 ラトビア 147
5.3 リトアニア 147

6. ロシア・CIS加盟国 153
6.1 ロシア (GOST-R) 153
6.2 ウクライナ (UkrSEPRO) 157

7. 中南米 163
7.1 アルゼンチン 168
7.2 メキシコ (NOM) 168

8. アフリカ 175
8.1 南アフリカ (SABS) 175

付録 183
参 照 表 183
コスモス・コミュニケーション紹介 186

【 凡 例 】

1. 電圧・電子製品域は、その部品に関する規格は、近年、国際規格の改定により、統一が一段と図られてきています。併せてIEC規格とほぼ等しい規格も、適合内の統一とされています。これに対して電圧・電子製品に関する安全規格は、各国において異なる方式によって行われています。欧州指令によるCEマーキングに見られるように、統一規格も存在しますが、他の多くの国々ではその規格が異なり、規則に基づく制度に基づき、それぞれ異なる規格が適用されています。世界各國の安全規格認証に関する情報は、随時更新し、ご提供の旨を伺うことを目標としています。
2. 本書では、電圧・電子製品域を中心とし、産業機器、通信機器、産業機械については除いています。また、国・地域としては、IECEE加盟国 (CBスキーム)、規制制度を前提として、東南アジア、オセアニア、東欧、バルト三国、ロシア、CIS加盟国、南米、アフリカ、中南米、中南米、中南米の多い約30カ国について記載しています。
3. 本書では、全体を通して次のフレームを使用し、記載事項に一貫性を保つよう努めています。

国・地域 (制度の名称、認証機関略号または認証マーク呼称)

1 規制・背景等	規制・背景等の主要事項を記し、基本法及び規則等について記載
2 規制当局又は管轄	規制当局又は管轄について記載
3 規格制定	規制で使用される規格 (基準) の制定機関を記載
4 認定機関	認証機関、又は試験機関を認定する機関を記載
5 認証機関	適合証明書や承認書等を発行する機関を記載
6 試験機関	規制適合のための試験を行う機関を記載
7 認証マーク又は適合マーク (1)	● 認証マーク又は適合マークを指す ● 原則として、当該国で Certification の実務がとられている場合は「認証」 (Certification) の記載がとられている場合は「適合」の記載で記載 ● マークの場合、「1」等の注記を行い、否意味に引用先を記載 ● マークの呼びか、通称、愛称等を記載 ● マークの使用登録や注冊等も記載

対象品目 強制・非強制の区分

規制対象品目の概要を記載 (詳細がある場合は付表に記述)

次の2つの基準カテゴリーにつき、原則として次の表を用いて強制、非強制の概要を表示 (任意制度・規格である場合は対象・非対象の表記として表示)

製品カテゴリー	安全	EMC
家庭用電気機器	●	●
A V 機器	●	●
I T 機器	●	●

(●:強制 ○:非強制 —:適用外)

- 1 制度概要
- 2 技術上の要求事項
- 3 CBスキーム
- 4 工場検査の有無
- 5 年間登録費用
- 6 現地代理人の要否
- 7 現地取扱説明書の要否
- 8 備考

規制制度の概要を記述

規制適合に照準される技術上の請求・規格について記載

IEC加盟国の標準、IECEE加盟国の標準 (CBスキーム導入の要否) を記載

初回工場検査又は定期工場検査の有無を記載

年間登録費用について記載 (工場検査費用などにつき適宜記述)

申請等において是非代理人の要否について記載

現地語の取扱説明書の要否について記載

その他の情報、注記点等について記述

4. 編集にあたり、各国法令、制度、機関名などを日本語に付けていますが、長文のため、或いは誤解が生ずることを避けるため原文のものもあります。なお、日本語訳に疑義がある場合、原文でのご確認をお願いします。
5. 本書の一部で諸費用 (申請料、年間登録費用など) を掲載していますが、これらは本書での調査時点 (2005年前半) におけるものであります。
6. 参照先は付録として掲載しています。
7. 各国の法令、制度、方式は可能な限り最新の情報を掲載するよう努めて参りましたが、法規制の変更等は随時に行われおり、差し支えがありましたらご返信を願いたいと思います。また今後も本書を充実させていく予定でありますので、ご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

III 試験機関

CNCAが指定する試験機関。ただし、各申請における試験機関は原則として申請先の認定機関が選定する。(全試験機関のリストはCNCAのホームページに掲載)

IV 認証マーク

(*)

シーシーマーク、又はシンマーク



符号は次を示す。
S: 安全
S&E: 安全+EMC
EMC: EMCのみ
F: 消防用製品
I: 無線LAN機器

V 対象品目

1. 第一次強制製品認証を実施する製品目録(詳細は行表1)
(AQSIQ, CNCA連名による公告2001年第33号19種132品目)
 1. 電線及びケーブル類(5品目)
 2. 電気回路スイッチ及び換気装置または配線器具(6品目)
 3. 低圧電気器具(9品目)
 4. 小電力電動機(1品目)
 5. 電動工具(1品目)
 6. 溶接機(1品目)
 7. 家庭用及び類似用途の機器(18品目)
 8. 高電圧機器(放送用音響設備及び自動車音響設備は含まない)(16品目)
 9. 情報処理設備(12品目)
 10. 照明設備(2品目)(電圧が36V以下の照明設備は含まない)
 11. 通信端末設備(9品目)
 12. 車輪及びその安全部品(4品目)
 13. タイヤ(3品目)
 14. 安全カフス(3品目)
 15. 農業用機器(1品目)
 16. ゴム製品(1品目)
 17. 医療機器(7品目)
 18. 消防用製品(3品目)
 19. 消火装置(1品目)

(注)別途詳細な目録として、「CCC第一次強制製品のHSコードと製品適用範囲」が発行されている。2002年第60号公告(2002年7月1日付け)

2. 特別公告2003年第113号(2003-12-1付)による強制的認定製品目録への追加品目(1種3品目) *実施は延滞されている。
無線LAN機器
 - ①単体の無線LAN機器製品
 - ②無線LAN機能を組み込みまたは内蔵する製品
 - ③無線LAN機能とWAPIに準拠する製品

VI 強制・非強制の区分

強制、非強制の概要は次のとおりとなる。

製品カテゴリー	安全	EMC
家庭用電気機器	●	●
A V 機器	●	●
I T 機器	●	●

(●:強制 ▲:非強制 -:適用外)

VII 制度概要

第1項(規制/無規制)に記すように、従前のCCIEE(中国国内電気製品の規制)とCCC(輸出入製品に対する規制)を1つにし、中国国内と海外に対する電気製品の安全を同じマークで規制している。

消費者と製造物の生命の安全、環境と公共安全を守るため、製品の国家規格と技術法規への適合を要求しており、対象品は、指定認証機関の審査に合格し、承認書取得後、認証マークを表示したのみ中国国内への出荷販売、輸入が可能となる。

認証機関は、認証実施規則に基づき、型式試験、工場検査、市場検査、認証後のフォローアップ検査を実施する。

VIII 技術上の要求事項

国家認証認可監督管理委員会公告2001年第3号により、実施規則が公布され、品目に適用されるGB規格(中国国家標準)が規定されている。なお、GB規格はIEC規格に整合しているものが多いが、改正の程については必ずしも最新版と整合しているとは限らない。

IX CBスキーム

IEC協調国、IEC承認国(CBスキーム加入)。

X 工場検査の有無

初年度: 必要(海外工場は、相応の期間が必要)
定期検査: 有り(年1回)

XI 年間登録費用

年登録費用: 工場検査料(ライセンス400元)(2004年現在)、また、定期工場検査に伴う費用が発生

XII 現地代理店が必要

不要。なお、自社現地代理人(法人)または行業者を中国に設立する場合は、代理人として認定された機関でなければならぬ。また、CBスキームは、CJ0604005として認定

XIII 現地、説明書の備考

(注) 中国語(漢字)

XIV 備考

(1)HSコード(品目)は、対象になつてしまうが、実際のCCC一次品目リストや認証申請の対象となる物については各地の検査局にて申請する。また、免状申請についても各地の検査局に申請する。